

平成30年第8回農業委員会議事録

平成30年8月27日

長瀬町農業委員会

平成30年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年8月13日
開催年月日 平成30年8月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時31分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 14時22分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 非農地判定について
(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)
- (3) 農地利用状況調査(農地パトロール)について

(4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時31分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、お暑うございます。お盆が明けて、ちょっと涼しかった日が幾日かありまして、また猛暑ということで、お暑い中をご苦労さまでございます。

本日は、案件のほうは少ないんですけども、いろいろ調査の関係とか、それから研修視察の件、それから地区の研修会などいろいろありますので、ひとつよろしくお願ひします。

その前に、この前、秩父市役所に先ほど会議に行ったときに、雑談的に話を聞いて、皆さんご存じだと思うんですが、秩父の委員会でヒモナスというナスを特別栽培して、各委員に10本ずつ苗を配布していますと。それで、全部つくってみたと。JAと提携して直売を目指しているんですけども、秩父の特産品にしたいからということで、結構うまく栽培できたそうです。今後、そんなようにしてみたらどうかというふうな、各地区に意見が出まして、私なんかも、この前は1回、JAの直売所の部会で西洋野菜ということで、4種類か5種類の種を無償提供していただいてやったことがあるんです。私はちょうどゴルゴというの、ご存じの方もいるかもしれないけれども、つくってみたんです。清川先生という方が農協の技官でいて、その人が指導したんですけども、これでもできたら長瀬の委員会あたりでもちょっと試験的に栽培してみてやったらどうかなど。

これは、タマネギみたいな小さい、卓球の球よりはちょっと大きいタマネギで、葉っぱはほうれん草のような感じ、結構甘くて、日本語で言うとサトウダイコンというんだそうです。そんなようなものはつくったことがあるんですけども、これはちょっと会議の前に話をし、また後で、その他のときにでもお話をしたいと思います。きょうはよろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

座って失礼します。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ご異議がないと認めます。よって、議事録署名人に3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

先ほど申し上げましたけれども、8月20日に秩父郡市農業委員会協議会の役員会があり、秩父市役所において開催され、南事務局長と出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件についてを議題といたします。

農地法第4条番号1、———氏より許可申請があった運動場敷地の拡張への転用について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局。

○事務局 事務局より説明させていただきます。

農業委員会次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、—————、—————さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字—————、地目は畑、面積は502平方メートルの1筆です。転用の目的は、運動場敷地の拡張で、追認となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、—————区内、民宿かわづらから西側へ約100メートル行った場所でございます。

次に、申請の事由ですが、申し出地に隣接する土地で、経営する民宿の運動場として利用していましたが、野球場やサッカー場として利用するため、敷地の拡張を行いました。農地転用許可を得ずに運動場として転用しましたことはまことに申しわけございませんでした。引き続き運動場として利用したいので、違法状態を是正するため申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成502平方メートルです。裏面に配置図と現況写真がありますので、確認をお願いいたします。なお、本件は追認のため、新たに費用は発生いたしません。現在お返ししております申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道矢那瀬40号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員であります染野亘志委員の説明をお願いいたします。

○染野亘志委員 8月20日だったか、月曜日に村田さんと、それから田端さんの3名で、この——さんの申請されたところに行きまして、もう既にグラウンドができていまして、東京のある、あれは荒川区の人たちですか、100名ぐらい来ていました。野球の練習をしていたんです。申請した1カ所の届け出が遅くなったということだったんですけども、もう既にグラウンドを使用していまして、皆さんも楽しくやっていますので、非常に素晴らしいことだというふうに思いまして、この2名の方と見てきました。そういうことで、東京の都民の方

が喜んでいました。

以上です。

○議長 染野委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明を行います。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○10番田端久子委員 10番、田端です。

20日に事務局の村田さんと、推進委員の染野さんで現地確認に行きました。広い場所で、既に、さっき染野委員が言ったように、100人ほどの子どもたちが楽しそうに野球の練習をしていて、もう運動場も広くて何も問題ないと思います。審議をよろしくお願いいたします。

○議長 田端久子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

◎非農地判定 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

○議長 続きまして、議案第2号 非農地判定 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 非農地判定についてご説明いたします。

番号1、所在地、大字井戸字——、地目は畑、農振の区分は青地になります。面積は340平方メートルです。所有者は——さんになります。下に、案内図、公図がありますので、確認をお願いしたいと思います。場所は、——区内、白鳥神社の南、約100メー

ルの場所でございます。また、現況写真が添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

今回の非農地判定につきましては、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものでございます。現地につきましては、担当区域の推進委員さんと農業委員さんと事務局のほうで現地確認を実施しております。

非農地とする判断基準につきましては、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いいたします。

○齊藤喜久夫委員 21日に中川委員さんと事務局の村田さんと3人で現地確認を行いました。

今、説明があったとおり、また写真のとおり、山林化してとても農地に返せるような現況ではございません、非農地判定やむなしと思います。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いいたします。

○4番中川知久委員 4番、中川です。

先日、21日ですか、齊藤委員さんと村田さんと現地へ行ってきました。大変きれいに写真を撮ってもらっております。このとおりで、ほかに何も言いようがありません。山林と言うよりほかありませんので、よろしく申し上げます。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ご異議がございませんので、よって、本件は非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

◎農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 続きまして、議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について説明させていただきます。

こちらの、ピンクの1枚の用紙と、あとバックの中に一式入れさせていただいておりますので、そちらを使って説明のほうをさせていただきます。

ことしも暑い時期の調査で本当に申しわけないんですが、こちらの時期につきましては国のほうで時期を決めておりまして、それに沿った形での調査となりますので、ご協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

では、ピンク色の実施要領に基づいて説明をさせていただきます。

農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領。

まず、調査の趣旨でございます。長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止等について重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を実施するものでございます。

実施期間につきましては、本日の8月27日の月曜日から9月24日の月曜日までとさせていただきます。

対象農地につきましては、町内全ての農地でございます。農振農用地区域外を含むということになっておりますので、基本的には山の中の農地も対象となっております。

次に、実施内容でございますが、次の3つの事項を主体的に実施していただくこととなります。

3つの事項ですが、まず1点目につきましては、遊休農地、遊休化のおそれがある農地の把握でございます。担当区域の農地利用最適化推進委員さんを中心に、推進委員さん、農業

委員さんで2人1組、もしくは3人1組の班を編成し、航空写真や図面等を利用して農地の状況変化や、新たに発生した遊休農地等について現地調査を行っていただきます。遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や活動記録カードに記録していただきたいと思いません。

特に、青色のバインダーに挟んであります、別紙1、荒廃農地の発生・解消状況に関する結果表に記載されている土地につきましては、たとえ営農を再開している農地であっても再発する可能性があるため、必ず現地調査を行い、その利用状況を活動記録カードに記録していただきたいと思いません。

また、遊休化のおそれがある農地と判断された場合は、その土地について記録カードに記録をしていただきたいと思いません。記録カードの記入方法につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

遊休農地、遊休化のおそれがある農地とは、遊休農地につきましては過去1年以上にわたり農作物を作付せず、かつ今後も作付する見込みのない農地のこととなります。ただし、作付がされていなくても、年に数回除草作業をしている農地につきましては、保全管理農地として遊休農地にはなりません。遊休化のおそれがある農地とは、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった、農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地に転居した等の理由により、耕作が難しくなるおそれのある農地のこととさせていただきます。

続きまして、実施内容の2点目、遊休農地所有者への意向確認でございます。現地調査の結果、利用状況の区分が遊休農地と判断した所有者に対しましては、農地法第32条第1項に基づく農地利用意向調査により行います。利用意向調査は事務局のほうで行いますので、今回、農地パトロールでは利用の意向確認は不要とさせていただきましたので、こちら去年からちょっと内容が変わっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、実施内容の3点目、農地の違反転用の早期発見でございます。農地パトロール中に明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合は、すぐに事務局までお知らせいただきたいと思いません。

裏面をごらんいただきたいと思いません。

続きまして、実施体制でございます。昨年度と班編成、担当地区に変更はございません。1-1から4-2までの8班で編成させていただいております。班の中でも担当地区を決めさせていただいております、委員さんの名前の横に担当地区を記載させていただきますので、調査時には担当地区の委員さんが中心になっていただき、調査を実施していただきたい

と思います。

この班で、調査期間の8月27日から9月24日までの間で調査を行っていただきたいと思います。申しわけございませんが、班の中で都合をつけていただいて、実施していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、広報活動でございます。遊休農地や違反転用等の発生防止の啓発効果を狙いまして、事前に農地利用状況調査を実施する旨を、町のホームページと広報なごころを活用しまして、広く住民に周知をさせていただいております。ホームページにつきましては8月13日から、広報につきましては8月号に掲載をさせていただいております。

また、目に見える取り組みとするため、農地パトロールを行う際は、マグネット板、農業委員腕章、農業委員キャップ、この3点セットをつけて活動をしていただきますようお願いいたします。この3点セットは昨年お渡ししておりますが、ないという方につきましては事務局までまたお申し出いただきたいと思います。なので、きょうお配りした中にはこの3点セットは入れさせていただいておりませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報酬の支給でございます。今年度は農地利用最適化交付金を活用し、委員報酬として1人当たり1日5,000円掛ける従事日数、こちら4日以内とさせていただきました。4日以内で2万円を支給する予定でございます。報酬の支給には、従事実績を明確にする必要があるため、農地利用最適化業務活動実績報告書、ちょっとバッグの中に入れていただいたんですが、こちらのA4の紙1枚になるんですけれども、活動内容とか具体的記録というのは、もうあらかじめ入れさせていただいておりますので、委員さんの名前と活動日時、活動場所等についてご記入いただき、事務局まで提出をお願いしたいと思います。

調査は、実施期間のうちの4日間、交付金のほうも4日で申請をさせていただきましたので、申しわけないんですが4日で調査を行うようにお願いしたいと思います。

続きまして、調査報告の方法でございます。担当地区の現地調査が終了しましたが、9月25日までに事務局までご提出いただきたいと思います。提出期限は、農業委員会の予定日に設定をしておりますが、調査が終わりましたら、できましたら早目にご提出をお願いしたいと思います。

以上で要綱の説明を終わらせていただきます。

続きまして、具体的に調査方法について説明をさせていただきます。

農地利用状況調査活動記録カードと地図をごらんいただきたいと思いますが、活動記録カードはバッグの中の赤いクリアファイルの中に入れてさせていただいております。地図につき

ましては青色のファイルに入れさせていただきます。

地図をちょっと見ていただきますと、地番地目が記載されている場所がございますが、こちらが農地になります。台帳上の地目により作成をしておりますので、転用をしても地目変更していない場合は農地となっていることもありますので、ご注意をいただきたいと思っております。基本的には、地図上で農地となっている場所の状況変化を確認していただき、新規に遊休農地や遊休化のおそれのある農地、山林化している農地、転用されている農地と判断した場合は、活動記録カードに記入をお願いしたいと思います。

また、青色のバインダーに挟んでおります別紙1の荒廃農地の発生・解消状況に関する結果表に掲載されている土地は、必ず活動記録カードに記入をしていただきたいと思っております。

続きまして、活動記録カードの記入方法を説明させていただきます。記録カードを見ながら聞いていただきたいんですが、記録カードは、まず最初に担当地区名を行政区名で書いていただきたいと思っております。次に、区分はこの農地が継続のものなのか、新規のものなのか、どちらかを丸で囲んでいただきたいと思っております。継続の場合は、結果表の一番左側の通し番号が記載されておりますので、こちらの番号を記入していただきたいと思っております。

続いて、調査員氏名は担当者の名前を書いていただきたいと思っております。続いて、調査日時は調査した日を記入していただきたいと思っております。続いて、農地の所在地等は、その農地の地番と所有者を記入していただきたいと思っております。継続の場合は、所有者がこの結果表と違っている場合につきましては、所有者名を新たにお書きいただきたいと思っております。新規の場合は、所有者がわかりましたら所有者名を書いていただければと思っております。所有者名はわかる範囲内で結構です。わからなければ何も書かなくて大丈夫でございます。

続いて、利用状況の区分につきましては、解消、遊休農地、再生困難、転用の4項目から該当する項目に丸をつけていただきたいと思っております。

項目ごとに農地の状況について説明をさせていただきます。解消は、さらにアの再開とウの保全に分かれます。解消と判断した場合は、アの再開かウの保全のどちらかに丸をつけてください。アの再開につきましては、耕作されており、営農再開と認められる農地になります。ウの保全につきましては、景観作物、緑肥の栽培、除草、耕起等が実施された保全管理状態の農地でございます。草が生えていても、すぐに耕作できるものが保全となります。年に数回除草作業をしている農地は、ウの保全で考えていただいてもよろしいかと思っております。地図の色では青色の網掛けと緑色の網掛けは以前に遊休農地となりましたが、再開か保全管理になった農地でございます。

次に、遊休農地でございます。遊休農地は、除草、耕起、抜根、整地を人力・農業用機械で実施することにより耕作することが可能な農地でございます。以前に遊休農地と判断した農地は、地図の色では緑色になっております。遊休農地か保全で迷うような場合は、今の時期は雑草も一番伸びる時期だと思しますので、雑草が伸びていても除草が実施されていると思われる場合は、保全としていただいてもよろしいかと思っております。

次に、再生困難でございます。再生困難は、農地として再生を目指さない土地でございます。山林と一体化してしまっているもの等がこちらに該当するかと思っております。なお、再生困難と判断した場合には、農業委員会で非農地判定を行うこととなります。

次に、転用でございます。転用も、Aの違反とCの許可に分かれます。Aの違反は許可を得ずに無断で農地以外の目的で使用している場合がございます。Cの許可は、以前の調査では遊休農地と判定されましたが、その後転用し、許可されたものとなります。地図の色が赤色となっております。違反か許可はわかる範囲で構いませんので、どちらかに丸をつけていただければと考えております。

なお、地図につきましては、予算の関係上昨年度と同じものを使わせていただいております。平成29年度、昨年度に新規に遊休農地等と判定をしたものについては、地図上は反映されておきませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、作付作物の状況です。こちらは今年度から新たに追加させていただいた調査で、利用状況の区分で再開に丸をつけた場合は、作付されている作物の状況をお書きいただきたいと思っております。作付されている作物をわかる範囲で構いませんので、こちらに記入をお願いしたいと思います。

次に、利用状況の区分で、遊休農地に丸をつけた場合は、わかる範囲で時期、状況を記入していただきたいと思っております。なお、昨年度までは所有者の意向を確認していただき、こちらに意向を書いていただいておりますが、今年度からは所有者からの聞き取りはしないことといたします。

次に、メモのところでございますが、こちらは利用状況の区分で保全か転用に丸をつけた場合、必ずその利用状況を書いていただきたいと思っております。簡単で構いませんので、例えば保全に丸をつけた場合は、草が多少生えているけれども、すぐ作付ができるような状態だというような、その見た状況をこのメモのところに書いていただければと考えております。

最後に、遊休化のおそれがある農地についてですが、こちらは、今現在は結果表には載っておらず、しっかりと営農していただいている農地だといえども、所有者の方が最近

亡くなってしまったとか、所有者が引っ越してしまった等の理由から、数年後にはこの調査で遊休農地の判定をする可能性があるものについて記入をお願いするものでございます。判定で現在、遊休農地としたものは、ここの記入は要りません。

以上で、具体的な調査方法、活動記録カードの記入方法の説明を終わります。

最後になりますが、地図、バッグ、ファイル、青色のバインダーにつきましては、また来年度も使用させていただきたいと考えておりますので、調査終了後は事務局のほうにお返しさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

今年度も、また調査のほう、暑い中大変だと思うんですが、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 長い説明、ご苦労さまでした。

それでは、説明が終わりましたので、これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○2番櫻井 汪委員 ちょっとわからないんです。一番下の、遊休化のおそれがある農地というの、ちょっとうちのほうも心当たりがあるんですけども、その場合は、家に行って別に話はしなくてもいいんですか。

○事務局 あくまでもわかる範囲で構いませんので、あえて家まで行って調査していただく必要はないと思っています。

○2番櫻井 汪委員 はい、すみませんでした。

○議長 ほかに質疑はございますか。

○染野亘志委員 桑の立て通しをしている家があるんですけども、立て通ししているところに住んでいる家があるわけです。要するに、外観が非常に悪いので、そういった桑畑の持ち主の方には伐採してくれということ、こちらのほうから話を出してもいいんですか。そういった規約みたいなのはあるんですか。

○事務局 農地……

○染野亘志委員 桑畑なんです。今、蚕をやっていないのでそれが伸び放題になっているわけです。そこに家がありまして、秩父山地、そういうところは桑があるんで見えないんです。ですから、非常に、人もそんな苦情は言っていないんですけども、私が見て、切ってやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○議長 所有者にとりあえず話をしてもらって、了解をしてくれればいいけれども。だから、

シルバーならシルバーに頼んでやってもらうか、できなければ……。結構桑は伸びるからね。

○染野亘志委員 そうなんです。住んでいる人の前に桑が生えていまして、非常に景観が悪くなっちゃったんです。ですから、地主の人に我々が言っていいものかどうか。

○事務局 今回の調査につきましてはあくまでも調査になりますので、そこまでしていただく必要はないと思うんですけれども、ただ、農業委員会のほうの通常の業務として、農地の適正管理を推進するというような業務は農業委員会として与えられておりますので、その範囲内で話をしていただくことは構わないと思うんですが。ただ、農業委員会のほうで指導したからといって、強制力はないと思います。

○染野亘志委員 そういうのを何か文面か何かで入れておいてもらうと、我々もすごく楽なんですよね。住んでいる人にとっては非常に迷惑ですよね。

○事務局 何かそういう、適正な管理をお願いしますというようなチラシといいますか、そういったものでもよろしいですか。

○染野亘志委員 一応、一度話はしたんです。その人は忙しそうなので、まず、もう一度言ってみましょうかね。何か強制力みたいなのがあれば本当はいいんですけれどもね。

○事務局 指導はできても、強制力まではないというのが正直なところなんです。それなので、結局最後は個人の所有地になってしまいますので、そこまでしかできないというのが、指導までしかできないというのが実情だと思います。

○2番櫻井 汪委員 今の件でいいですか。私もまだ、去年からなったばかりで余り積極的ではないと思うんですが、今の話でいくと、私なんかの周りにもそういうのが伐採しないであるんです。それを、場合によっては遊休農地にしちゃいますよとか、そういう方法は、そういうふうに言っちゃいけないのか。どうなんですかね。明らかにひどいのがあつて、道路にあつても。というのは、時期になると切るんだよね、そういう人は。こういう時期になってくるときれいにするんです。その前に、やっぱり会ったときにきれいにしてくださいと、こっちから強制力じゃないけれども、話はしても構わないかね。

○事務局 それは構わないと思います。

○2番櫻井 汪委員 だから、場合によると遊休農地になっちゃいますよという、余り強くではなくて、やんわりやっても構わないですか。

○事務局 いいと思います。それなので、広報なんかにもちょっと早目に載せさせていただいているのは、ちゃんと草刈りとかしないと遊休農地にしますよとか、非農地にしますよというような、脅しじゃないですけれども、そこで広報を見ていただいて刈っていただくという

のがこの調査の狙いでもありますので、それを委員さんのほうで調査の時期に合わせてじゃなくても言うていただければ、それが農地の管理にはなると思っていますので、その辺につきましては言うていただいて全然問題ないと思います。

○齊藤喜久夫委員 今の関係に関連するんですけども、さっきの説明で、今までのパトロールと違うのは、利用の意向確認は不要とすると、明確にここにありますよね。ということは、今までは、例えば今の話の中で年2回除草しているとか、そういうのを確認していたんです。だけれども、それは要らないということですよ、今回の調査からは。だから、結局推進委員なり、農業委員のほうで判断しろということで読んでいいということなんですか。

○事務局 昨年度も1回同じ地域を調査していただいていると思いますので、その中で、地元の地区とか担当地区を見ていただくので、その辺で、除草されているとかというのは、ある程度把握自体はしていただいていると思いますので。

○齊藤喜久夫委員 だけれども、実際問題は余り、年1回ぐらいしかやっていないのはわかっていても、本人が2回やっているよとか、3回やるよという意向があると言われれば、そうですねとなっちゃうんです。だけれども、現実、冷静に、客観的に第三者の目を見て、言うていただけだと思わけるわけ。だけれども、そこの判断というのは、あくまでも本人と会って、言われたからやむを得ずやっていたという部分もあるんです。だけれども、それがなくなるとは、我々推進委員なりの判断でいいよということとは違うんですか。

○事務局 結局は、遊休農地の方に対して、去年まではそこを農地中間管理機構に貸し出すかということ聞いていただいていたのが意向確認になるんです。それなので、その状況調査の中で委員さんが判断できなくて、そこを所有者さんに聞いた上で判断したいというのであれば、それは聞いていただくことについては、それをやらないでくださいというわけではないです。

○齊藤喜久夫委員 そこが微妙なんだよ。だから、聞いて、緩和措置みたいな話になっていたんですよ、現実。だから、それはいいよという話だったら、不要なんだよと、判断していいよというふうにとったんだけど、そういう理解とは違うんですか。

○事務局 そうですね。あくまでも意向を確認する必要はないということなので、調査の判定をするに当たって、そこは聞き取ったほうがより確実な調査ができるということである部分については、そこは聞いていただいたほうがいいと思うんですけども。

○齊藤喜久夫委員 いわゆる中間管理機構を使って、本人は意思がなくても、我々が面接したときに将来はそういうふうになりたいと言われれば、そうなんだと書かざるを得ないじゃ

ないですか。だけれども、実際は何もやっていないという、現実的にそういう部分があるとなれば、それは現実と違うんじゃないかなと思っていたので、だから、それがなくていいんだったらこっちの判断でいいのかなと、単純に思っただけなんですけれども、それとは違うわけですね。そこがいまいち理解できなかったんです。

○事務局 今の説明で大丈夫ですか。

○齊藤喜久夫委員 いや、だからそこはちょっと曖昧な、今までどおりかなと思っちゃったんです。

○事務局 その辺で必要に応じての聞き取りというのはしていただいて構わないと思うんですけれども、遊休農地として判断した方に対して全員に聞き取りをする必要はないということです。

○齊藤喜久夫委員 それはないと思うんだけど、前の委員さんなりからの引き継ぎというか、そういう形で慣例でやっているというのが実態だと思うんです。私の岩田の場合はそうなんですけれども、1回しかまだやっていないので何とも言えないんだけど、だけれども、これは現実的に見て、見た判断で、本人はあんなことを言っているけれども全然うそだなと思っている部分があるんです、実際。だから、それは農地保全という面からすれば農地として守っていききたいという立場に我々がいるとすれば、それは地権者の意見を聞いて、農地として今後も保全していききたいという意向を反映して報告しているんです。だけれども、現実そんなの絶対うそだと思うこともありますので。

(何事か呼ぶ者あり)

○事務局 ちょっと曖昧になってしまうんですが、あくまでも遊休農地として判定したものについては、理由を、意向の確認を去年まではお願いしていましたが、それは、そこまでは必要ないということでご理解いただければと思います。

○議長 ほかにありますか。

村田委員。

○8番村田 茂委員 遊休農地に関してなんですけれども、1筆の一部分を耕作している、あとは構わないという土地がうちの付近にはあるんですけれども、そういった場合はどうふうに判定したらよろしいですか。

○事務局 多分その割合とかというのも明確には決められていないと思うんです。ただ、厳密にというか、耕作をしているところがあれば、それは効率性の悪い農地で、遊休農地としては当たらないと思います。本来であれば全部をやるのが望ましいとは思うんですけれども、

その農地で耕作をしているということだと思いますので、ちょっと、実際その耕作をしていない部分が草刈りをしているのか、保全管理状態になっているのかというのもあるとは思いますが、その明確な線引きというのがないような状況です。客観的に見て、本当に一部だけ耕作しているというような状況ですか。あとは草刈りもしないで……

○8番村田 茂委員 草刈りはしてあるんですけども、一部分だけ野菜をつくったり、果樹を植えたり、それもその土地全部じゃなくて本当に一部分だけそういうふうな耕作をしている場合はどういうふうに扱うべきか、よくわからないんですけども。

○2番櫻井 汪委員 ちょっとその件でいいですか。うちのほうもそういうのがあるんです。もし、1反なら1反の中にキウイフルーツを2本つくっている家があるんです。だけれども、普段、消毒しているんです、自分で。それはだから、遊休ではなくて普通の、今言ったのと同じような感じで、だから、その辺の判断を、一部でもそういうものがつくってあって、幾らか雑草だって草刈りしてあれば畑地として認めざるを得ないという判断しかない。

○事務局 櫻井委員さんがおっしゃるようなのは遊休農地に当たらないと思います。基本的に何にも管理していないとなると……

○2番櫻井 汪委員 だけれども、言う、いつでも再開できる状況にあるということと言われると、そうなる判断が……

(何事か呼ぶ者あり)

○事務局 ちょっとその辺、村田委員さんがおっしゃるようなケースにつきましては、ちょっと、今は町の事務局だけだと判断しかねる、今の状況だと判断できないので、ちょっと県の担当の方にも確認をさせていただいてよろしいですか。

○8番村田 茂委員 はい、結構です。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

事務局案のとおり調査を実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、事務局案のとおり調査を実施いたします。調査員としてご協力のほう、よろしく願いいたします。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、9月の委員会日程でございますが、9月の委員会は25日火曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、次回の委員会、9月25日火曜日午後1時30分からといたします。

事務局、他にございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第5条の1件につきましては、8月16日付で許可となっております。あと、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてでございますが、通知を机の上に置かせていただきましたが、9月13日木曜日に本庄市民文化会館で開催されます。借り上げバスで会場へ向かう予定でございますが、そちらの借り上げバスの乗車場所等を決めさせていただきました。こちらの通知と違う場所で乗車を希望される場合は、事務局までお知らせいただきたいと思います。

なお、申しわけございませんが、乗車場所につきましては役場とひのくち館前、旧南食堂前の3カ所とさせていただきますと思います。

あと、お昼についてなんです、ちょっと時間が、役場が11時半の集合ということで大変恐縮なんです、お昼のほうは早お昼で早目にとっていただきましてお集まりいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力をありがとうございました。

○会長 議会が終了しましたが、委員の皆様から何かご意見、ご提案はございますか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時22分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年8月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 福 島 美 知 子

署名委員 中 川 知 久